

GlobalTailings
Review.org

Global Tailings Review コンサルテーション
報告書エグゼクティブサマリー

2020年8月5日

はじめに

2019年初頭に、国際金属・鉱業評議会（ICMM）、国際連合環境計画（UNEP）、責任投資原則（PRI）は、廃滓管理に関する国際規格（以下、「規格」）を策定するために、グローバル廃滓レビュー（Global Tailings Review、以下、「GTR」）を共同で設置した。GTRは規格草案を公表し、様々な利害関係者からの意見を募り、規格の強化を図った。GTRレビューチームは、コンサルティングの実施、分析、報告を専門とする独立組織である Traverse に本業務を依頼した。

2019年11月に、規格草案は7カ国語（英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、日本語、中国語、ロシア語）で作成された。規格草案は、17の基本原則を定めており、各基本原則は、鉱山事業者を対象とした複数の具体的な要件から構成されている。その後、2019年11月15日11:00(GMT)から、2020年1月1日00:00(GMT)までの期間を設定して、規格草案に関するパブリックコメントを募った。

回答はオンラインポータル、または専用のEメールアドレス宛への提出とした。さらに、GTRレビューチームは、オーストラリア、チリ、中国、ガーナ、カザフスタン、南アフリカで、様々な分野のステークホルダーと計21回のワークショップを開催した。本報告では、ワークショップの成果を含めたパブリックコメントの分析結果を報告する。

パブリックコメントは、オンラインで128件、電子メールで74件の提出があり、さらに427名の参加者があった各国ワークショップにおいて、回答が寄せられた。パブリックコメントは32カ国から寄せられ、オーストラリア、カナダ、アメリカ、イギリスからの回答が最も多かった。

| 回答のタイプ | 回答総数 |
|-------------------|------|
| 電子メールで送信 | 74 |
| GTRポータルからオンラインで送信 | 128 |
| 各国ワークショップでの意見 | 427 |
| 合計 | 629 |

回答項目は次の4つの質問事項とした。

- ・回答者の情報
- ・規格に関する全体的な見解
- ・17の各基本原則とそれぞれの要件に関する見解
- ・事業者および利害関係者のための重要なメッセージおよび推奨事項を記載する付属報告書（GTR付属報告書）への提案。

回答者は、関連するファイルをオンラインポータルでアップロード、またはメールに添付して送信することも可能であった。以下、質問の各項目に寄せられた「規格」に関するコメントをまとめた。

本報告書の記載内容に関する留意点

本報告書の大部分は、Traverse が独自に執筆したものである。まず、報告書の初期の草稿をGTRレビューチームと共有してGTRの意見を求め、その後、報告書の読みやすさ向上のため、スタイル、構造、書式、業界用語との整合性などに変更を加えた。重要な点として、

GTR チームは本報告書で提起された課題について、追加や削除を行っておらず、**Traverse** は編集の独立性を維持したことを明記しておく。

本報告書案が取り纏められた後、**GTR** チームは、コンサルテーションで判明した結果を踏まえて規格を更新した。**GTR** チームは、要件に対する重要な変更点を箇条書きにし、フィードバックがどのように考慮されたか、あるいは考慮されなかった場合には、その理由を説明する補足文を加えた。これは、透明性を確保するとともに、コンサルテーションへの参加者に直接回答するために行われた。この説明文は、すべての基本原則の末尾に記載されており、テキストボックスに明記している。**GTR** チームは、**1.5** 項と **2.2.8** 項を執筆しているが、これらには*を付記している。

規格に関する全体的な見解

規格に関する全体的な見解を述べる際、回答者は**3**つのセクションで質問に回答するように求められた。すなわち、規格の内容が期待を満たしているか、規格が廃滓施設の安全性とセキュリティにおいて業界に変革をもたらすか、規格の内容は廃滓施設管理のあらゆる側面に適切に対処しているか、の**3**点に関する見解である。

規格の内容が期待を満たしているか

回答者は、規格の内容が期待していた内容にどの程度合致していたか、選択式の質問に対して回答した。

この質問に回答した**103**名の回答者のうち**57**名が、規格草案は**期待を満たしている、または期待以上のものであった**と回答した。規格が期待以上のものとした回答者は、規格が明確で、かつ熟慮されていると考えており、人権と環境問題、影響を受ける人々とコミュニティの保護、施設の設計とモニタリング、説明責任とガバナンスの役割に焦点を当てていることを評価している。

規格が**期待を満たしている**とした回答者は、規格草案の明確さ、網羅した範囲、希求および人々や地域社会を保護するための措置が盛り込まれていることを評価している。その一方で、これらの回答者は開示要件、閉鎖後の管理責任、専門家の能力、測定とモニタリングについて懸念を表明している。

この質問の**46**名の回答者は、規格草案は**期待をやや下回る、または大きく下回ると**回答した。これらの回答者は、国の役割、情報開示、実施体制などの項目で規格を強化することができるかとコメントしている。また、実際にこの規格を履行することは難しいかもしれないとコメントしている。一部の回答者、特に地盤工学コンサルタントは、リスク計算についての懸念を提起し、他の回答者は、規格と現行の法規制との連携を明確にすることができるか懸念を抱いている。この規格を批判した回答者は、規格は「業界の見解」であり、既存の規格よりも劣っている、一般的すぎて解釈の余地が大きい、鉱山会社はリスクあるものと認識される可能性がある、と指摘している。これに対し、最近のブラジルでの悲劇的な災害を教訓にして、最善の努力を払うべきであり、国家が作る制度、責任の明確化、参画を阻む障壁への取り組み、リスクに基づく差別化など、規格を強化するための提案もなされている。

規格が廃滓施設の安全性とセキュリティにおいて業界に変革をもたらすか

この質問に対して、44名の回答者は、規格は廃滓施設の安全性とセキュリティの一部を強化するが、すべての側面を強化するわけではないと回答している。これらの回答者は、枠組み全般は適切であると感じているが、実行と参画には懸念があり、参画を阻む障壁（特にジェンダーに関連するもの）をより明確に認識すべきであると感じている者もいる。

また、41名の回答者が、規格は改善や変革をもたらす（29名が改善、12名が変革）と思うと回答した。これらの回答者は、規格は現在の慣行を改善し、特に中小規模の鉱山に対しては、抜本的な改善になると感じている。人権の考慮、責任、役割、説明責任の明確化、リスク軽減の策定を評価する回答もある。

規格は安全性とセキュリティの向上にはつながらないとの回答は2名、軽微な改善になるとの回答は14名であった。回答者からは、規格の明確な用語定義が十分ではない、既存の法規制の改善にはつながらない、遵守・執行されないとの意見が寄せられている。規格はチェックマークを付けるだけの実施項目リストと見なしているという意見もあった。

規格の内容は廃滓施設管理のあらゆる側面に適切に対処しているか

58名の回答者は、規格がすべての側面に十分に対処していないと指摘し、明確性と定義（特にリスクと事故に伴う予想被害規模分類）、廃滓施設のライフサイクル全体の考慮のレベル、一部のグループとコミュニティの関与方法とこれらの人々のニーズとガバナンスへの関心の認識、説明責任と責任、コンプライアンスのモニタリングと定義、さらにリスクの定義と取組についての懸念を挙げている。

43名の回答者は、規格はすべての側面に十分に対処していると考えており、一部の回答者は、学際的な視点、ガバナンス、環境および社会的配慮を評価している。数人の回答者は、この規格を「満足できる」「出発点」と表現し、これらの肯定的な回答には、ガイドラインの導入が必須であるとしている。また、一部の回答には、「危険にさらされている」人々への教育、建設後の試運転、閉鎖・放棄の段階、コミュニケーションのチャンネル、手順、手法などのさらなる分野を規格に取り入れることを提案したものがあつた。また、これらの他に見直すべき項目も提案されている。

17の基本原則とそれぞれの要件に関する見解

選択式の質問形式に対する回答

各基本原則について、回答者は、基本原則とその要件を遵守することが、廃滓施設の壊滅的な事故の防止に貢献しうるか見解を求められた。以下の表は、これらの質問に対する回答をまとめたものである。

| 基本原則 | はい | いいえ | 部分的 | わからない | 合計回答数 |
|------|----|-----|-----|-------|-------|
| 1 | 59 | 4 | 48 | 4 | 115 |
| 2 | 58 | 6 | 42 | 7 | 113 |
| 3 | 53 | 11 | 38 | 8 | 110 |
| 4 | 52 | 6 | 45 | 5 | 108 |
| 5 | 67 | 3 | 31 | 4 | 105 |
| 6 | 67 | 4 | 30 | 3 | 104 |
| 7 | 67 | 0 | 31 | 6 | 104 |
| 8 | 70 | 1 | 32 | 2 | 105 |
| 9 | 61 | 6 | 32 | 5 | 104 |
| 10 | 60 | 2 | 39 | 4 | 105 |
| 11 | 61 | 6 | 32 | 4 | 103 |
| 12 | 68 | 1 | 29 | 5 | 103 |
| 13 | 64 | 0 | 33 | 5 | 102 |
| 14 | 66 | 2 | 28 | 4 | 108 |
| 15 | 59 | 12 | 24 | 7 | 102 |
| 16 | 49 | 18 | 26 | 9 | 102 |
| 17 | 51 | 7 | 36 | 8 | 102 |

自由回答式の質問に対する回答

全般

コンサルテーションへの回答のほとんどで、基本原則と要件の詳細について具体的なコメントが寄せられている。以下の基本原則の各章で、これらのコメントを詳述する。すべての基本原則において、また、添付ファイルや電子メールでの回答を含めて、コンサルテーションでの回答から、いくつかの包括的な問題が浮かび上がった。

規格に対する明確な支持、およびプロセスを主導する GTR に対する複数の評価が表明されており、回答者は、廃滓管理は重要な問題であり、規格が実行されることを希望すると述べている。また、他の利害関係者を含めていること、広い適用可能性と専門性とのバランス、設計と管理への統合されたアプローチなどを評価している。

しかし、回答の中には、規格があまりにも曖昧であり、特に「何を」行う必要があるのかではなく、「どのように」行うべきかをさらに詳述し、手を加える必要があると感じているとの意見もあった。また、規格が考えうる最高の水準を目指していないこと、「人と環境への危害ゼロ、死亡ゼロ」を徹底するという目標を満足するものではないこと、解釈の余地が大きすぎることなどの懸念も表明している。

ほぼすべての基本原則において、回答者は、規定したことの正確な内容、使用した用語の定義、導入の有効性について、更なる詳細と明確化を求めている。以下の各基本原則の章内の他に、このトピックに関する詳細内容を付属報告書に掲載している。

有能な専門家

回答者は共通して、有能かつ適切な資格を有する専門家が、審査担当者および独立した第三者として、規格の実行において果たすべき重要な役割を提起しているが、世界中で有能な廃滓施設の専門家が不足していることも指摘している。

回答者は、この専門家不足により、独立廃滓審査委員会（Independent Tailings Review Board、ITRB）の組成、適切な経験と資格を持つ Engineer of Record または責任ある役員（Accountable Executive）の確保、さらにレビューとその後のダム安全レビュー（Dam Safety Review、DSR）を実施する上級独立技術審査官の確保に困難を伴うなど、規格とその実行に及ぼすと予想される多くの影響を指摘している。また、専門家の数が限られているため、真に独立した審査官の選任が困難な場合も想定される。

基本原則 7、10、11 に関連して、適切な資格や経験の要件、また、異なるトピックや役割に対応するために、複数の専門家が求められるかについて明確にする必要があるとの指摘があった。また、Engineer of Record の資格と経験の最低要件を規定することで、基本原則 12 を強化することになるとのコメントが寄せられている。

基本原則 11 に関し、回答者は、専門家不足により、レビューとその後の DSR を異なる上級独立技術審査官が実施するとの要件が非現実的なものになるとしている。また、基本原則 7 に関連し、Engineer of Record には適切な後任者計画が必要であると述べている。さらに、基本原則 12 に対するコメントで、事故に伴う予想被害規模分類におけるリスクの低い施設でも Engineers of Record の選任が必要であり、よりリスクの高い施設を担当する専門家の確保に問題が生じる可能性があるとの指摘している。

さらに、ITRB のメンバーや Engineers of Record を確保するために、全般的な教育とトレーニングを強化する必要性を強調しており、専門機関がこのトレーニングを提供し、有能な専門家がトレーニングの内容を決定することを提案している。

規格の実行方法

規格が実際にどのように実行されるのか、特に他の規格や既存の国内法とどのように連携するのか、多国籍企業ではどのように運用するのか、規格の要件の強制をどのように実現するのか、についての質問が寄せられている。既存の国の規格との整合性を高めなければ、規格が無駄になるのではないかと懸念を表明する者もいる。

特に一部の回答者は、予想被害規模の分類が ICOLD（International Commission on Large Dams）、ANCOLD（The Australian National Committee on Large Dams Incorporated）、MAC（Mining Association of Canada）ガイドライン、または UNECE（United Nations Economic Commission for Europe）策定の「安全ガイドラインと廃滓管理施設（TMF）のためのグッドプラクティス」などの既存の規制や規格と矛盾していると指摘している。

また、執行の重要性、特に基本原則 10 の執行の重要性が強調されており、明確な執行力がなければ、特に中小規模の鉱山では、規格の一部が遵守されない可能性が高いとコメントしている。さらに、執行における国の役割の明確化を求めており、一部の回答者は、この役割は国が是正措置を講じるのではなく、事業者には責任を負わせるべきであると提案し、少数の回答者は、規格が関連法を優先するものではないことを明確にすることを希望している。

リスク計算

回答者は、リスクがどのように計算されているか、特に影響を受けるコミュニティへのリスクとリスク計算との関連性に懸念を示している。リスクを理解し、規格の中で適切にリスクを計算することの重要性を強調している。また、規格内でリスクと結果がしばしば混同されているとの意見もあった。

基本原則 1 と 2 に対して、リスクの計算にコミュニティが適切に考慮されておらず、リスク計算におけるコスト最小化を優先した影響ではないか、とのコメントが寄せられている。基本原則 3 では、同様の懸念がいくつか提起されており、廃滓から悪影響を受けるコミュニティをリスク管理プロセス全体に関与させるべきだと提案している。基本原則 4 では、施設を自動的に「極端」な予想被害規模を有するとして分類すると、リスクへの取り組み方に悪影響を及ぼすのではないかと懸念を表明している（後述を参照）。基本原則 5 と 6 では、リスクアセスメントや「リスクを最小化する」という用語を含め、リスク評価とその用語の明確化を求めている。少数の回答者は「安全率」の定義にも懸念を示しており、安全率は古い考え方で誤解を招く可能性があり、想定される事故の確率への換算はできないと述べている。

予想被害規模の分類

回答者は、提案されている予想被害規模の分類のアプローチに関し懸念を抱き、提言を行っている。これは基本原則 4 における重点的な課題として提起されているが、予想被害規模の分類の問題および特にリスク計算との関連について、複数の基本原則や「規格に対する見解」セクションでの回答でも提起されている。

少数の回答者は、予想被害規模の分類は、形式的な手順にすぎず、流動事故の根本的な原因に対処するものではないと感じている。より具体的には、基本原則 4 において、一部の回答者は、自動的に「極端」の分類にすることに対して、大きな懸念を表明している。施設をこのように自動的に分類することで、リスクの最も高い場所に焦点を当てることが行われず、結果、流動事故のリスクを低減するための規格の機能を損なうことになることになるとコメントしている。また、このような形で施設を再分類することによって必要となる追加的なリソースについても懸念している。

回答者の中には、特に基本原則 3 と 4 への回答で、人命の損失への対処方針を記載した規格の内容について懸念を表明している者もいる。本規格の「危害ゼロ」の概念と現在の予想被害規模の分類マトリクスとは矛盾しており、「極端」な分類においては、人命の損失を考慮せざるをえないとする意見もある。少数の回答者は、予想被害規模の分類に関連して、以下のような規格の改善方法を提案している。

- ・「極端」ではない影響の混在により、予想被害規模の大きいシナリオが無視される可能性があることを慎重に考慮する。
- ・予想被害規模の分類をモニタリングのレベルに関連付け、明確な監査基準を定める。
- ・事業者を分類マトリクスに含める（例として、事故の影響で破産する可能性）。

少数の回答者は、国際的に認められた予想被害規模の分類は有用であるが、固有のリスクだけでなく残留リスクを強調するために、緩和策を考慮に入れるべきであると述べている。回答者は、この情報を一般公開すべきと提言している。

さらに、予想被害規模の分類がリスクレベルとして解釈されないことを懸念している他、分類において予想被害規模が低い、または該当しない場合に規格がどのように適用されるかを考慮する必要があるとの意見も出されている。

透明性と説明責任

説明責任と透明性の問題は、規格のほぼすべての基本原則で提起されている。一部の回答者は、規格において特に基本原則 13、14、17 に関し、説明責任と透明性へのコミットメントを評価している。

しかし、ほぼすべての基本原則において、規格に記載されている様々な提案、役割、メカニズムの透明性と説明責任のさらなる強化に関連するコメントや提案がなされている。回答者は、組織や専門家の独立性をいかに担保するかについて、明確なガイドラインの必要性を強調している。他のトピックと同様に、遵守義務をどのように機能させるのか、また、基本原則 10 に関しては、責任を不履行の場合の制裁可否を問いかけている。少数の回答者は、規格の実行状況を検証する必要があると述べており、影響を受けるコミュニティに対して透明、かつ独立した立場の説明責任のある国際機関が国際的な廃滓規格を監督すべきであるとの提案も出ている。

一方で、透明性に関しては、規格の規定は過剰であると懸念する意見もある。これらの懸念を表明した回答者は、コストの増加、通常は機密である情報を公開することによる法的リスク、プロジェクトの影響を受ける人々の間での不安の創出などを理由に、ある種の情報を公開することの危険性を強調している。公開された情報が一般の人々によって誤解されたり、反鉱山運動を推進する団体によって、都合の良いデータだけを選び出して使用されることへの懸念を表明した意見もある。

この課題に関しては、異なる基本原則で以下のような多数の具体例が提案されている。

- ・利益相反のない上級技術審査官を任命することの重要性。
- ・ITRB には、異なる利害関係者グループの代表者を含めるべきである。
- ・プロジェクトの影響を受ける人々は、異議申立の仕組みが自分たちの懸念に対処しているか判断し、異議申立の仕組みを独自に検討し、影響を受ける人々を支援するために弁護士を選任すべきである。
- ・現地の法令上の規定に関わらず、設計基準書（Design Basis Report, DBR）を一般に公開すべきである。
- ・モニタリングデータを改ざんされる危険性のない状態で開示し、操業中および少なくともその後 20 年間は電子データとハードコピーでアクセス可能にすべきである。
- ・責任ある役員は、取締役会に対して説明責任を持ち、操業計画に対する資金調達の妥当性を示すことが求められる。
- ・基本原則 14 は、説明責任と透明性の観点で、苦情処理プロセスにおいて、書面による苦情に加えて、公開会議を利用する、従業員が懸念を共有可能な独立した第三者機関を設置することを義務付ける、さらには異議申立の仕組みの機能と利用に関する情報とデータの公開義務を持たせる、などの方法で強化することが可能である。

回答者は、レビューのレベル（基本原則 11）に関連した役割と責任についてコメントし、この基本原則が責任を分割し、レビューの精査を難しくすると提起している。説明責任を確

保するためには、特定のレベル（通常は EoR）に責任を集中させるべきとの提案もあった。少数の回答者は、独立したレビューの側面（計画、サイトの選定、設計、建設、操業、メンテナンス、モニタリング、パフォーマンス、リスク管理）を一つの基本原則としてまとめ、その重要性を強調することを提案している。また、検査やダム安全レビュー（DSR）の結果をプロジェクトの影響を受ける人々やコミュニティ、保険会社などの財政的な利害関係者、さらに一般市民と共有すべきであると提案している。

回答者は、基本原則 17 に対する回答において、透明性要件に関する認識されている問題点を多数コメントしており、公開された情報を一般市民や組織が故意または不注意で誤用するリスク、現在機密とされている情報を公開することへの法的リスク、それに伴うコストや煩雑な手続きを強調している。これらの回答者は、組織が情報公開を制御可能にするために、情報公開請求を受けての情報の開示を制御し、情報を一般市民ではなく、関連する利害関係者、または直接影響を受ける人々（氾濫する地域の住民など）のみが利用できるようにすることを提案している。

しかし、他の回答者は透明性の要件を遵守することに前向きであり、少数の回答者は、基本原則 17 は他のすべての基本原則の実行と、「事業を行うための社会的ライセンス」を維持する上で極めて重要であるとコメントしている。さらにそのうちの少数の回答者は、企業の年次報告書で全てのデータや状況の重要な変化を開示することを提案し、あらゆる合理的な要求は、タイムリーかつ体系的な方法で対応されるべきであると述べている。

影響を受ける人々との関わりとその人々への影響

回答者は、影響を受ける人々との関わりが規格にどのように盛り込まれているか、特に基本原則 2、3、17 に関連する内容を概して評価している。しかし、資源業界の一部の回答者は、モニタリングレポートなど、恐怖やパニックを引き起こす可能性がある情報を共有することに対して消極的である。

回答者の中には、プロジェクトの影響を受ける人々の安全性の確保、人々やコミュニティとの有意義な関わりと意見の反映、長期的な健康と福利への影響に関連して、規格のさらなる強化を要望する声もあり、言語、文化、ジェンダーなどの社会意識に配慮した意義ある関与を行うために、潜在的な障壁を十分に考慮することの重要性を強調している。

規格の範囲

一部の回答者は、規格の一部または全部は、稼働中の既存施設を対象としたものかを尋ねている。基本原則 1～6 は、リスク防止、知識ベース、安全な設計および施設の建設に関する項目であり、規格の範囲を明確にする必要がある。

回答者は、廃滓施設のライフサイクルについても懸念を示しており、規格は閉鎖、廃止、閉鎖後の段階を十分に上げていないと述べている。建設と操業の段階は数十年であるが、閉鎖後の管理責任は恒久的に続くことを指摘し、長期的な廃滓管理に関するさらなる情報を求めている。回答者は、閉鎖に関する概念の設計、モニタリング、サイトの保護、閉鎖と閉鎖後の復旧に関連したベストプラクティスを含む、より長期的なアプローチを開発すべきであると提案している。これは基本原則 3、11、15、16 など、閉鎖後の施設の説明責任に関する項目にも関連する指摘事項である。

デザインと建設

回答者は、廃滓施設的设计・建設において安全性を確保し、長期的な視点に立った設計を行うことの重要性を認識している。また、基本原則2に関するコメントでは、事故のリスクを最小化するために、廃滓施設建設に適した場所を選定する際に、様々な要素を統合するための知識ベースの利用を支持している。

しかし、一部の回答者は、施設管理の不備の問題が適切に考慮されていないと感じている。例えば、ラテンアメリカなどでは禁止されているにもかかわらず、内盛式の廃滓施設などのような特定の設計技術の禁止が、規格に明記されていないことを遺憾としている。

基本原則4に関連して、回答者は施設的设计について、最も安全な設計から着手すること、「設計段階で極端」と分類したリスクの低減可能性など、廃滓施設的设计と予想被害規模の分類との関連性についてコメントしている。基本原則5についてのコメントでは、回答者は、設計・建設の要素に関するより具体的な情報を含めることを要求しており、これを反映するために基本原則の要件を拡大すべきであると提案している。基本原則6と7にコメントした回答者は、技術、手法、サイトの選定などの設計・建設の特定の要素について、メトリクスや評価アプローチと共により明確にすべきであると提起している。

環境への影響

回答者は、主に有害な金属や化学物質、汚染水管理などの環境への影響について、より大きな配慮が必要であるとコメントしている。基本原則内で、環境保護と「持続可能性」をさらに強化することを提案するものもある。

また、汚染、大気や水質、土砂崩れ、魚類への影響、生計の喪失など、地元住民への影響の懸念が提起されている他、地下水の使用量や水源の汚染に関する懸念も指摘されている。土地や河川、森林の浄化や再生を求める声が上がっている。廃滓の場所に関する越境環境問題へのより良い配慮も求められる。

回答者は、環境総合管理とエネルギー効率についてコメントし、環境リスクと環境影響評価の重要性を強調しており、採取産業からの廃棄物の管理のために、**EU Best Available Techniques reference documents (BREFs)** で適用されているリスクに特化したアプローチを検討することを提案している。少数の回答者は、規格において定義されていない廃滓の環境賠償責任と気候変動の影響に対処することを望んでいる。

付属報告書に関するコメント

付属報告書に関連する提案やコメントは、個々の基本原則に関するコメントを反映したものが多く、規格で使用されている多くのトピックや用語を付属報告書に記載することの提案がなされている他、一般的にそれらをさらに明確にし、以下に示すような追加情報が必要になると認識している。

- ・「有意義な関与」：現地の利害関係者に十分な情報提供を行うために講じられる措置
- ・「環境問題」：貴重な生物多様性、絶滅の危機にある生息地、「ノーネットロス原則」および「ネットゲイン」のコミットメントの定義も含む。ジオシンセティックスの使用、水管理、および社会的・環境的ベースラインと知識収集のための「ベストプラク

ティス」リソース。

- ・「ITRB」：説明責任とガバナンス、ITRBが評価を行うべき時期、報告に関するガイダンスの明確化、内部告発者の保護と利益相反の確保も含む。

回答者はまた、廃滓施設の閉鎖と閉鎖後の管理、設計の安全性（特に内盛式と外盛式との区別、施設の予想被害規模の分類を「極端」から低減する方策、廃滓測定基準の明確化またはガイダンス）に関する情報、規格の要素が事業者への「ガイダンス」的なものか、拘束力のある「要件」なのか、明確化することを求めている。

「GTRの対応」 - 規格の最終版策定時におけるフィードバックへの対応*

フィードバックへの対応は、コンサルテーション中に公式に受けたフィードバックのみを対象とした。これは、採用した提案を明らかにすることを目的としている。コンサルテーションプロセスの後、GTRは、複数のステークホルダーで構成する **Advisory Group** と 3名の共同議長から受領した追加のフィードバックに基づいて、再度の修正会議を開催したことを特記しておく。

本規格の実施段階での課題や提案に関する多くのコメントが寄せられたが、これらはGTRの権限で対処できる範疇にはなく、規格だけでは対応できないことに留意すべきである。すべてのフィードバックは保存され、規格の実施を進めるよう任命された技術者が適宜利用することが可能になる。また、回答者が公開に同意したすべての投稿は、GTRのWebサイト (www.globaltailingsreview.org) に掲載されている。

国家の役割は、本規格の導入を成功させるための鍵であると認識されているが、本規格は政府に行動を強制するものではなく、また、事業者は政府の義務の履行責任を負うものでもない。上述の通り、すべてのフィードバックは公開されており、規格に付随する報告書では、法規制との関連性を含め、規格が直面するであろう戦略的な導入上の課題について議論する。

規格の実行とその要求される詳細レベルに関して、いくつかのコメントがあった。本規格は、認定および他の規格との整合性に関する詳細なガイダンスを示した手順書によって、サポートされることに留意願いたい。

複数の原則に影響を及ぼす多くのコメントを受けて、規格は以下のようないくつかの方法で修正されたが、これに限定したものではない。

- ・現在の規格の草案では、脚注は削除した。
- ・既存施設への導入が現実的でない、あるいは不可能であることが認められた項目には、新規施設と既存施設の区別を明確化した。
- ・人命の損失の可能性を含む予想被害規模を有する廃滓施設の要件を区別した。
- ・用語集において、定義を強化および明確化した。